

## 視 点

## 性暴力のない学校をどう作るのか

後藤 弘子

## 1. 子どもと暴力

子どもの居場所は主に家庭と学校である。この2つの場所は、外からの介入を排除しているために、いったん暴力が起きると被害が発見しにくいという特徴を持っている。家庭は通常第三者が存在しないためにその発見が困難になるのに対し、学校は多くの目があるにも関わらず、担任制などを採用し、役割分担や分掌がはっきりしていることにより、多くの「密室」が存在する場所となり、暴力の発見が困難となる。

家庭における暴力に関しては、長い間親からの暴力が「しつけ」として正当化されてきた。2000年に児童虐待防止法が成立したことで、やっと親からの暴力が虐待と認識されるようになった。その後対策が年々充実したことで、多くの虐待事案が発見され、児童相談所による介入が行われてきた。性虐待については、2017年の刑法再犯罪規定の改正で、「監護者性交等罪」が導入され、18歳未満で「その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて」行われる強制的性交等やわいせつな行為が独立の条文で処罰されることになった（刑法178条）。さらに、2019年には親の体罰が児童虐待防止法により禁止され、民法の懲戒権規定（822条）も法制審議会（法務大臣の諮問機関で、重要な法改正に対して改正の方向を明らかにする）で削除の提案がされ<sup>1</sup>、第210回国会臨時会で、改正案が成立した。

これに対して、学校では1947年の学校教育法施行時から、懲戒としての体罰を明文で禁止しており、学校において教員から児童生徒（初等・中等教育の対象者）に対する暴力の存在が認識されてはいた。しかし、体罰は減る気配も見せず、その後、教師に対する暴力である校内暴力や児童生徒間のいじめなど、学校の構成員相互間暴力が次々と明らかになってきた。

学校では、身体的暴力や言葉による暴力など、見えやすい暴力については、不十分ながらも注目され、一応の対応が行われてきた。一方で、教員による性暴力は懲戒処分も行われてきたにもかかわらず、性暴力の予防や発見された際にどのように対応することが被害児童生徒にとって適切なものかについては、必ずしも明確にされてこなかった。今年（2022年）4月1日に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（以下「児童生徒性暴力防止法」）が初めてその点について触れたことで、今後は教師による性暴力予防・対策が各地の教育委員会によって適切に実施されることが期待される<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 「民法等の一部を改正する法律案要綱」9頁。  
<https://www.moj.go.jp/content/001382146.pdf>

<sup>2</sup> なお、文部科学省は「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（2022・3）を公表したほか、現在「児童生徒性暴力等防止推進事業」を実施し、各教育委員会の対応状況について調査研究を行っている。

## 2. 学校という場と三重の権力性

学校という場で起こる教師からの性暴力に関しては、「権力と支配」をキーワードに分析していく必要がある。家庭でもそうであるが、子どもに対する暴力の場合は、必ず加害者の何重かの権力性が前提として存在する。

暴力は、権力の非相対性を背景として、相手に対する差別的意識と相手を支配する権利があるという意識が相まって生じる相手に対する支配である。中でも、性暴力は「究極の暴力」である。それは、性暴力が被害者の恥の意識や羞恥心や、驚愕や不意打ちによる身体的な反応（凍り付いて動けない）のみならず、場合によって「恋愛の錯覚」を利用する巧妙性によって、PTSD の発症率を高めるためである。また、加害者は「痛み」ではなく「快感」を感じる非対称性も支配に関係する。

学校における性暴力に関する 1 番目の権力は、「子どもに対するおとなの権力」である。学校現場は、おとなである教師集団と子どもである児童生徒集団によって構成されている。児童生徒は社会的にも身体的にも未成熟であり、成熟し社会的に評価されるおとなの言動を批判的ではなく肯定的にとらえる傾向がある。この状況はおとなからすれば、ただそこに存在し、児童生徒に話しかけるだけで、簡単に児童生徒をコントロールすることができる権力を有していることを意味する。おとなは、子どもに対して圧倒的な権力を有しているにもかかわらず、多くの場合、その権力や権力に伴う子どもの最善の利益の擁護者である地位を軽視しがちである。

おとなである権力をさらに強化するのは、教員であるという 2 番目の権力である。教員は懲戒権（学校教育法 11 条）を有しているだけでなく、学校での教員の言動は常に意味や理由があり、子どものためになるということが前提となっている。特に小学校においては、クラス担任制により、権力が担任に集中しており、ほかの教員がなかなか介入することができない「閉鎖的な空間」を構成している。また、教員は児童生徒にとっては「信頼」の対象であり、その信頼を起訴して、児童生徒の「手はずけ行為」（グルーミング行為）がより簡単に行えてしまう。そして、学校においては、「グルーミング」をうまく行える教員が「力のある教員」として評価される傾向にある。

なお、グルーミング行為については、それが「性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為」である場合には、犯罪として処罰する方向で、法制審議会が現在検討中である<sup>3</sup>。

3 番目の権力は、男性というジェンダーを有しているということである。ジェンダーとは、セックスと対比される社会文化的な性のことを指す。この社会は、社会の構成員を男女（生まれたときに振り分けられた性別）で二分し、その上で、男性に権力を与える男女の非対称性によって秩序づけられている。これを家父長的ジェンダー秩序と呼ぶ。また、この秩序は、異性愛を中心としており、そのために LGBTQ の存在は周縁化される。

被害児童生徒が男性の場合も当然あり、むしろ、家父長的ジェンダー秩序においては、加害は男らしさ、被害は女らしさに振り分けられているために、被害に遭った男子児童生徒は、被害に遭うこと自体が社会の「男らしさ」の規範から逸脱することになり、そのために被害に遭ったことを言い出すことができない。さらに、性被害に遭うのは女性だという思い込みがあるために、発見することも困難である。何らかの形で発見された被害の統計しかないことから、発見されにくい男性の性被害はなかったことにされがちである。

男性教員からの女子児童生徒の性被害が目立つのは、男子児童生徒のそれが発覚しにくいからだけではない。家父長的ジェンダー秩序においては、男性であることはそれだけで権力を意味する。男性がこの社会で、圧倒的な権力を持っていること、そしてそれによって、何もしなくても相手の行動をコントロールできる事実を、特に学校では軽視してはならない。

このように、おとなであること、教師であること、そして男性であることの 3 重の権力性は、学校における性暴力被害の予防・発見・対応を行う際に基本に置くべき視点となる。

<sup>3</sup> 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会「試案」  
<https://www.moj.go.jp/content/001382454.pdf>

## 3. 児童生徒性暴力防止法の成立

児童生徒性暴力防止法の成立には、実名を出して性被害を訴えた被害者の声が大きく影響している。彼女は、中学 3 年生から大学生までの間、在籍した中学校教諭から性暴力被害を受けていた。損害賠償を求める裁判では、除斥期間の関係で敗訴したものの、その裁

判で性暴力が認定されたことで、札幌市教育委員会は28年前の中学時代の性暴力に関して当該教諭を懲戒免職とした<sup>4</sup>。その後彼女は、「教師による生徒への性的経験・性暴力被害アンケート」(2020・5月および7月実施)を行うなどして、これまで大きな問題として扱われなかった児童生徒性暴力に焦点を当てた功績は大きい<sup>5</sup>。また、それに呼応するようにNHKも調査を行うなどして、実態を明らかにして行った<sup>6</sup>。

性暴力については、2017年に刑法性犯罪規定の改正の対象とならなかった教職員やクラブのコーチによる性犯罪規定の創設を目指して、議論が続けられたが、法制審議会の「試案」では独立の構成要件とはならない可能性がある。その点からすれば、児童生徒性暴力防止法は、刑法で犯罪とならない場合でも懲戒処分とする範囲を拡大することで、学校での性暴力の防止は一步前進したことになる。

<sup>4</sup> この事件について被害女性は、2016年に懲戒請求を申し立てて、それに対して札幌市教育委員会は性暴力の事実はなかったとして懲戒処分としなかった。「平成28年当時の札幌市教育委員会における対応についての検証報告書」(2022・1)ではその問題点を明らかにしている。

<sup>5</sup> アンケートの集計結果について、<https://nomoreesm.wixsite.com/home> 参照。

<sup>6</sup> <https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0014/topic032.html>

#### 4. 児童生徒性暴力防止法の内容

児童生徒性暴力防止法の最大のポイントは、これまでセクシャル・ハラスメントを含めて、「わいせつ行為等」としていたものを、「児童生徒性暴力」と再定義し、学校の中での性暴力を「児童生徒等の尊厳を保持するため」全面禁止した点(同法3条)にある。

この禁止は、児童生徒性暴力が「児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであること」(同法1条)を認め、一度被害に遭った場合には、その影響が生涯にもわたることから、予防の重要性を強調したものである。

また、たとえ、18歳を超えた高校生でも、それが児童生徒であればたとえ生徒の同意があっても、同法で禁止される「児童生徒性暴力」となり、懲戒処分の対象となる。これまで、自らの三重の権力性を軽視・

無視して、「恋愛関係である」という主張が後を絶たず、現に同法施行後も「恋愛感情があり、真剣に交際していた。真剣に交際しているつもりだった」として、懲戒免職になった教員がいる<sup>7</sup>。本ケースは同法の施行後の性暴力行為で、同法が規定する教育職員等の責務に対する教育(同法13条1項)が不十分であったことをうかがわせる。

さらに、同法では、早期発見の措置や発見された後例えば被害面接については児童相談所との連携を図るなど、専門家の支援を受けること(同法19条)や犯罪の疑いがあれば警察に通報する(同法18条2項)など、加害者処罰に向けた適切な対応をとることを規定している。また、被害者への十分な対応やそのほかの児童生徒への影響を最小化する対応を行うことを学校や教育委員会に義務付けている(同法20条)。

その他、メディアで最も注目された教員免許の再交付の制限や全国共通のデータベースを整備し、免許状の失効又は取上げの理由等の情報の共有を図ることとした(同法15条)。

<sup>7</sup> 読売新聞 デジタル 2022・9・5 <https://www.yomiuri.co.jp/local/shizuoka/news/20221104-OYTNT50190/>

#### 5. おわりに

学校は、当然安心安全な場所でなければならないし、「児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むこと」(同法4条2項)を提供するのは学校設置者や学校の義務である。児童生徒性暴力防止法は遅まきながら、性暴力に関してその基本理念を明らかにしたに過ぎない。

千葉市教育委員会は、児童の犠牲を今後の生かすために、同法に先立つ形で施策をまとめ、着々と実行している<sup>8</sup>。ほかの学校設置者たちも同法の趣旨を生かして、子どもたちをどう守るのかについて実効性のある施策と実践が求められる。

児童ポルノ・児童買春処罰法があってもなお、性交同意年齢が13歳未満と極めて低く設定されていることで、未成年者は長らく性的搾取の対象となってきた。同法はその対象が初等中等教育の教員という極めて限定された範囲であり、刑罰法規ではないという限界はあるが、やっと学校でも性的搾取の保護が図られるようにしたことの意味は大きい。

同法が未成年を性的搾取の対象としない文化の構築

の一助となることを期待している。

<sup>8</sup> 千葉市教育委員会の取り組みについて, <https://>

[www.city.chiba.jp / kyoiku / kyoikusomu / kyoikushokuin/seibouryokubousi-teigen.html](http://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kyoikushokuin/seibouryokubousi-teigen.html) 参照。